

2024（令和6）年度 第4回 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
多文化共生部会 会議録（要旨）

1 日 時

令和6年9月9日(月)午後4時00分から午後6時00分まで

2 場 所

尼崎市役所 本庁南館地下 B1-3 会議室

3 出席者

- (1) 委 員 : 4名(朴部会長、石元委員、木村委員、太田垣委員)
- (2) オブザーバー: 1名(大阪商業大学経済学部 教授 金 早雪)
- (3) 事務局 : 4名(文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課2名)
- (4) 関係課 : 1名(しごと支援課長)

4 傍聴者: 0名

議事1（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について

部会長 : それでは、本日の議題の(1)「（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 今回は、資料 17 ページ(5)について審議する。

——資料に沿って説明——

部会長 : 主にいわゆるニューカマーのことについての記載内容となっているが、特別永住者の就職差別などに関する記述などは必要ないのか。

事務局 : 特別永住者の就職差別等の観点については資料 16 ページの「差別・偏見の解消」に記載している。特に今度取り組むべき課題事項として、外国人を雇用する事業所への啓発と記載しており、こちらの差別解消のセクションで触れていきたいと考えている。

部会長 : 「差別・偏見の解消」というのは、特別永住者に限定しているのか。

事務局 : 特別永住者を含むすべての外国籍住民を想定している。

委 員 : このセクションのタイトルが「外国人と日本人がともに活躍できるまち」とあって、内容をみるとニューカマーのことが書いてあることで、ここに記載されている外国人とはニューカマーのことだけなのかと捉える方もいると思う。

具体的な差別に関する事象を記載するのではなく、就労における差別が無くなっていないということと、それを無くすということをニューカマーもオールドカマーも含んでここで言っているのだとわかるような記載が必要ではないか。

事務局 : (5)の5段落目のところについて、「事業所及び外国人双方にとって…」と記載があるが、この外国人というのがニューカマーを指していると捉えられる可能性はある。

他のセクションでは「外国にルーツにある」とあるため、同じ表記にするなど検討する。

オブザーバー：公の意思形成への参画などについて議論があるが、これは尼崎だけでなく日本全体のことであるため、表現するとすれば、不当な国籍差別などについて考えていく必要があるなどの記載が精一杯なところではないか。

部会長：ニューカマー以外の外国人についても視野に入れているということがわかる文章になるよう工夫してもらいたい。

事務局：承知した。

オブザーバー：17 ページ下部の今後取り組むべき課題事項の外国人を雇用する事業所への支援について、労働関連で市がどこまでできるのかというところもあるが、技能実習生のパスポートが取り上げられるなどの事件がある中で、そこに訴えかけることはできるのか。

委員：そのような点について、受入機関などが最初に日本に来た時に案内、指導を、通訳等を用いて行わなければいけないことになっており、技能実習機構や登録支援機関、市町村の相談窓口等に、声を上げることで支援につなげることができる。

部会長：尼崎市では外国人総合相談センターを開設しているが、就労に関する相談が寄せられた場合はどのような対応をしているのか。

事務局：委員が言うように、技能実習生であれば技能実習機構に、特定技能であれば登録支援機関に繋いでいる。

オブザーバー：そうすると、今後の取り組むべき事項の外国人向け就労・労働相談機能の充実のところについて、連携強化などの文言を追記してはどうか。

しごと支援課長：承知した。労働相談について、外国人相談を受ける際には、テレビ通訳タブレットを使用して相談を受けているが、2倍の時間がかかるため、最近の事例では、労働基準監督署にも通訳者が来ているので、そちらに繋いだという事例がある。

外国人の就労と取り巻く環境や機関についての知識が不足しているため、職員への研修なども行っていきたい。

委員：外国人労働者は、日本人よりも条件が悪くても仕方がないというような見方がある。外国人だからということで人権の制約があっても仕方がないと考える人も多いと感じる。そうではなく、日本に来て住む以上、日本人と同じ人権があるべきだという大前提があり、それをもって政策があるということを明文化するべきではないか。

事務局：資料の9 ページをご確認いただきたい。

基本目標のところ、4 段落目の「また、外国籍住民を含むすべての人が、それぞれが持つ多様性を異質なものとして差別・排除の対象とするのではなく、豊かさとしてお互いに個人の尊厳と人権を尊重することが必要です。」と記載している。

ただ、ここで改めてそもそもの人権について触れることも検討できる。

委員：日本の特性として、もともと外国人が少なく、日本語しか話す機会もない中で現在に至っているが、海外ではここまで政策としてサポートしてくれる国は無い。

外国人に対してここまでの過ごしやすい環境づくり政策を進めていくにあたって、どこ

まで支援していくのかについても考える必要がある。

母語支援も出てきており、国際交流協会でも支援を行っているが、帰っていく人に対してどこまで支援を行う必要があるのかということも考える必要はないか。

部会長：例えば母語支援の点では、低年齢の子どもが対象になる。その子どもが将来国に帰る時に母語能力をだれが保証するのか。例えば日本の行政がそれを止めるのはおかしいのではないかという意見である。

例えば、民族学校をつくる。在日の方であれば朝鮮学校がある。これは日本の行政から一部支援を受けている。そこで、日本に住んで過ごす以上、学ぶ権利を日本人と同じように保障しなければならない。これは教育のセクションに記載すべきかもしれない。

オブザーバー：17 ページの今後の取り組むべき事項について、何点か気になる。

外国人材の雇用促進と外国人材の定着促進の順序が逆であることと、定着促進ではなく定着支援と記載したほうが良いのではないか。

事務局：承知した。

部会長：このセクションについては以上となる。

議事2 その他

部会長：次の議題について事務局から説明をお願いします。

事務局：今回で、セクションごとの議論が全て終了した。ついては、今から全体を通してご意見のあった内容の一覧を確認しながら、その部分について確認をお願いします。

事務局：指針(案)2 ページの4 について、外国籍住民の表現について、文脈に応じて調整するということになり、「そのため、本指針の期間が概ね10 年間とし、外国籍住民を取り巻く状況…」と記載のあったところに外国にルーツを持つ方を含め、と追記した。

同じようにページ下部の米印1において、ここにおける外国籍住民というのは、統計上、住民基本台帳に登録された外国籍の人を指すとしており、例えばアイデンティティのセクションでは文言に「外国にルールを持つ方を含め」と追記することで差別化をしている。

部会長：問題ない。

事務局：次に、「韓国・朝鮮籍」についての用語解説を入れてはどうかというご意見について、2 ページ下部の米印2において追記しているので確認いただきたい。

委員：2 段落目のつまり…からが長いので、簡潔にできないか。

オブザーバー：外国人登録令が施行された際に～その子孫の、までは前段で説明があるため、削っても良いのではないか。「つまり「朝鮮」籍は、外国人登録証上で出身地を表記したもので、「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」に帰属する国籍を表すものではありません。で良いのではないかと思う。

部会長：前段では、「その子孫」について表記されていないがどうか。

オブザーバー：日韓条約が結ばれると、「以後」のところで「その子孫も」と読み取れるのではないか。

部会長：承知した。

事務局：承知した。

つづいて、9 ページについて家族滞在の増加に伴い、外国籍児童が増えることが想定され、この指針ではそれらの課題を投げかけるようなものにする必要があるということで、「段階的に「特定技能 2 号」(家族滞在可)への移行も始まっています。」と追記した。

部会長：問題ない。

事務局：次に、なぜ多文化共生が必要なのか、その意義について述べる必要があるということで、9 ページの 4 段落目において、「また、外国籍住民を含む全ての人が、それぞれが持つ多様性を異質なものとして差別・排除の対象とするのではなく、豊かさとしてお互いに個人の尊厳と人権を尊重することが重要です。」を追記した。

オブザーバー：文言を整理できないか。「外国籍住民を含む全ての人について、それぞれが持つ多様性を受け入れ、お互いに個人の尊厳と人権を尊重することが重要です」と一部を削っても問題ないのではないか。

委員：多文化共生という外国人の人権を保障する場合に、日本人にとってもプラスになるんですよという言い方をよくする。では、プラスにならなかったらしないのかという話になってしまう。

そうではなく、仮に日本人にとって不都合が生じてても多文化共生は大切だということ伝えられるような書きぶりにはできないか。

オブザーバー：文頭からの流れとして、少子高齢化から外国人労働者を受け入れる時代になってきてこれからもどんどん増えていく…となっているので、4段落目は「また、」から始まるのではなく、「そのため」、「それ故に」等の表現が良いのではないかと。

事務局：承知した。次回までに修正する。

次に、外国人も日本人もお互いのことを知ろうとする必要があるということで、9 ページ 2(1)の 2 行目において、「相互理解の促進に取り組みます」と追記した。

部会長：問題ない。

事務局：次に、11 ページの一番上、多文化共生に向けた意識づくりにおける【施策の方向性】について、下段の記載を、「地域における多文化共生に向けた学習・交流」から「地域における多文化共生に向けた啓発の推進」に修正した。

部会長：問題ない。

事務局：次に、母語もしくは母国語の表記について、教育に関する説明では母語で記載している。

部会長：母国語は自分の出身国の言語で、母語というのは最初に身につけた言語であり、人によって多様なため、母語(母国語)でも問題ないのではないか。

事務局：承知した。続いて、ヘイトクライムに関することの記載について、ヘイトクライムは市の啓発の域を超え、警察等の対応になり、ヘイトクライムが起こらないように未然に予防するという啓発が必要であるため、16 ページのウ差別・偏見の解消のセクションにおける

ヘイトクライムについての記載はしないこととする。

オブザーバー：「差別的言動(ヘイトスピーチ)や偏見が未だ存在することから」をシンプルに「差別や偏見が」として、ヘイトについてはその下のヒアリング結果のところでは記載があるのでわざわざ記載しなくても良いのではないか。

部会長：それで問題ない。

事務局：承知した。次に、10 ページの(3)の小見出しを、先ほどの相互理解が必要といった流れから、「外国人と日本人がともに暮らしやすいまち」とした。

部会長：「外国人と日本人がともに暮らしやすいまち」に修正をお願いします。

事務局：承知した。次に、外国人に対する支援と同時に、日本人も諸外国のことを理解していくことが必要であることから、両輪で取り組む必要がある旨を記載できないかというご意見について、15 ページ(4)アの4段落目において記載しているもので問題ないか。

委員：問題ない。

事務局：次に、母語支援の充実について、12 ページ 4(1)ア学校園等における多文化共生教育の推進の今後の取り組むべき課題事項について、「母語支援の充実」を追記した。

部会長：ここも、母語(母国語)と記載するように。

事務局：承知した。次に、13 ページの最上部の今後の取り組むべき課題事項に、「日本人と外国籍住民が互いに交流できるイベントの実施」を追記した。

部会長：ここに記載している「タウンミーティング」について、抽象的な記載ではなく、多文化共生のためのタウンミーティングといった表現はどうか。

事務局：日本人向けのタウンミーティングや出前講座だけでなく、外国人との交流等を目的としたミーティングも含むため、総括して広い意味で記載している。

部会長：承知した。

事務局：13 ページの日本語教育のセクションについて、日本語教育を強制するような記載にならないように気を付けるべきというご意見については、「学校園等における日本語指導」という表現から、「日本語を習得するための環境づくり」に改めた。

部会長：承知した。

事務局：次に、アンケート結果の記載について、数値(%)が低いものは記載しないほうが良いというご意見を踏まえて、全体を修正した。

部会長：承知した。

事務局：次に、本名の表現について、すべて本名(民族名)に修正した。

部会長：承知した。

事務局：次に、17 ページ上部の今後の取り組むべき課題事項について、住宅確保用配慮者向け保証人制度といった記載をしていたが、例えば外国人であることを理由に入居できなかったといったアンケート結果は出ているが、そもそも、外国人を受け入れる土壌のようなものが地域住民にあれば、こういった問題も解決するだろうということで、賃貸事業者への啓発などを改めて記載した。

部会長： 承知した。賃貸事業者ではなく賃貸住宅事業者に修正をお願いする。

事務局： 同箇所に記載の差別偏見の解消のための啓発について、外国人雇用主への啓発、地域住民への啓発、本名を名乗れる環境づくりを追記した。

部会長： 承知した。

事務局： 次に、18 ページ下部において、日本語教室のボランティアへの支援に関するご意見があり、市として支援する方針について追記した。

委員： 本音を言うと、ボランティアに日本語教育を任せるのはどうかと考えているが、行政として支援という形で継続していく必要はあるのか。

事務局： 日本語ボランティアを有償化するかといった議論等があった。有償になった場合、ある程度、市の意向に沿って活動してもらう必要がある中で、ボランティア自身の生涯学習活動のひとつとして活動されている方が多いため、いかにやりがいを持ちながら続けていただけるか等、ボランティアの育成や横の繋がりとといった側面支援をしていくことを推進することを考えている。

委員： ボランティアにとって、行政と関わっていること自体にやりがいを感じている方が居るのも事実である。有償になると、指導者としての質も上げなければいけないという責任も感じることから、従事者が減ってしまうことが予想され、そのあたりが難しいと感じている。

事務局： 19 ページに記載のとおり、ボランティアのネットワークづくりや育成といった側面支援を今後も取り組んでいきたいと考えている。

オブザーバー： ここに記載の 2 つをまとめて、「ボランティア等の支援体制の充実、活性化」としてはどうか。

事務局： 承知した。この文言に合わせて、18 ページ下部のボランティアをボランティア等に修正する。

次に、大学の連携についても記載が必要ではないかというご意見について、18 ページの 5 段落目において、「市内の大学や」と追記した。

部会長： 承知した。

事務局： 最後に、外国人の市民意見を反映させることについて、20 ページの下部において、「外国籍住民のみならず」を追記し、外国籍住民以外にも多様な主体と連携して取り組んでいくとした。

部会長： 承知した。

オブザーバー： 12 ページ、イの 3 行目の「国籍を問わず」のところ、国籍(民族)とするほうが良いのではないか。

事務局： 承知した。それに合わせて他の国籍と記載している箇所についても(民族)が必要か次回までにチェックする。

委員： 最後に、16 ページの母語教室という表現について、ここは母語(母国語)が正しいのではないかと感じる。

事務局：改めて全体を通して母語(母国語)が適正であるか確認する。

部会長： それでは、これをもって、令和6年度第 4 回尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会多文化共生部会を閉会する。

以 上